

# 【追加審査】更新審査の結果について

## ○ 令和元年12月実施更新審査の結果



## ○ 更新決定後の追加審査に係る決定事項

更新決定後から令和2年3月31日までの間に一定の事実等が確認された場合には、正副委員長で対応について協議の上、必要に応じて選定委員会を開催する。

### ※ 「一定の事実」

事項	事実
1 指導及び措置の実施状況	【道路・公園】 ・文書（警告書または注意書）による指導を受けたことがある 【食品衛生】 ・食品衛生法に基づく、文書による指導または処分を受けたことがある
2 過去の営業状況	・著しく営業日数が少ない（週3日未満）
3 営業計画の実現の程度	・収支状況が「赤字」である ・「地域貢献」の取組みなど、当初提出の営業計画と明らかに異なる営業状況が認められる
4 屋台の効用発揮や魅力向上の状況	・苦情が寄せられるなど、明らかに屋台の効用発揮や魅力向上に反する状況が認められる

## ○ 追加審査対象者

- 3名
- ・文書指導 2名
  - ・苦情 1名

## ○ 追加審査の概要

- ・審査部会 : 令和2年3月23日  
(面接及び更新認定可否検討)
- ・面接 : 審査部会委員6名により実施
- ・面接対象者 : 更新申請者18名のうち3名
- ・面接内容 : 面接対象者の「一定の事実」に対する原因分析等の確認
- ・審査部会(案) : 審査部会委員6名の合議により決定

## ○ 主な意見

- ・営業開始から3年が経過し、今一度公募屋台としての自覚が必要ではないか。
- ・法令遵守や苦情について、組合としてどう対応するかを考える必要があるのではないか。

## ○ 審査部会（案）

別紙のとおり、追加審査者3名全員の**更新を認定**する。

